

『サステナビリティ経営研究』掲載審査規程

2020年6月20日

日本経営倫理学会 編集委員会

第1条（目的）

本規程は、2020年6月20日の会員総会及び理事会の承認に基づき、『サステナビリティ経営研究』（以下「本誌」という。）への掲載を希望する「論文」、「事例研究・調査報告」の掲載審査に関する基本的なルールを規定する。

第2条（掲載審査基準）

1. 編集委員会は、本誌への掲載を希望する「論文」、「事例研究・調査報告」（以下「論文等」という。）について、1つの論文に対して、研究分野に近い理事2名を、編集委員会が選出し掲載審査を依頼する。ただし、理事に審査員としての適任者がいない場合は学会員から選出する。
2. 掲載審査者は以下の条件を充足していることを確認し、掲載の可否の審査を行う。
 - ①新ジャーナルの発刊趣旨及び目的に合致するテーマである
 - ②速報性（ニュース性）、新規性、又は独自性がある
 - ③実践性（実際に実務で参考になるか）、又は社会貢献性がある
 - ④題名と内容が整合している
 - ⑤問題意識、論拠、結論の明確性と適切性、及び論理的一貫性がある
 - ⑥論文構成のバランスがとれている
 - ⑦専門用語が適切に使われている
 - ⑧図表、脚注、注記、参考文献、及び本文の表記が日本経営倫理学会誌の表記ルールに準拠している
 - ⑨論拠となるデータ、引用文献等が信頼できるものであり適切である
 - ⑩著作権などの知的財産権、プライバシー権などの人格権、その他の法令への違反や第三者の権利の侵害がない
3. 論文等は、学会が発行する雑誌として許容される外形的及び内容的要件の充足を掲載の要件とする。ただし、学術論文で求められる「先行研究の十分性」に関しては必ずしも掲載の要件としない。
4. 論文等のうち、「事例研究・調査報告」については、論文としての結論に至っていないものであっても、速報することに社会的意義があると審査者が認めるものは、本条第2項⑤の条件を除き審査を行う。

第3条（掲載審査の依頼）

1. 編集委員会は、論文等が投稿されたら、前条の規定に基づき、2名の掲載審査者を選任し、審査を委任する。
2. 掲載審査者は、前条の規定に基づき、その専門的見地から当該論文等に関する掲載審査を行い、問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由、及び編集委員会へのコメントを記載した「掲載審査報告書」を編集委員会に提出する。
3. 編集委員会は、提出された「掲載審査報告書」を審議し、その結果と内容が適正であると判断した場合、次の手続きにより掲載の適否を判断する。
 - (1) 「Accept」の場合
編集委員会は、本誌への掲載を許可する。
 - (2) 「Accept with minor change」の場合
編集委員会は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が指定した期日までに、通知に基づき訂正した論文等を再提出した場合は、掲載審査者がこれを確認する。掲載審査者による確認の報告を受け、編集委員会は本誌への掲載を許可する。
 - (2) 「Accept with major change」の場合
編集委員会は、執筆者に対して問題点・疑問点・修正箇所の指摘とその理由を通知し、必要な訂正の指示を行う。執筆者が指定した期日までに、通知に基づき訂正した論文等を再提出した場合は、掲載審査者による再度の掲載審査を行う。編集委員会は、掲載審査者による再審査の結果を尊重し、本誌への掲載の適否を判断する。
 - (3) 「Reject」の場合
編集委員会は、当該論文を掲載しない決定を行う。この場合、編集委員会は執筆者に対して、掲載しない旨と掲載審査者のコメントを通知する。

第4条（掲載手続）

編集委員会は、掲載審査者による本誌への掲載の適否の判断を行い、掲載が承認された論文等については、受付日と掲載決定日を明記の上、掲載を行う。

第5条（事務局）

本規程の運営に関する事務は、日本経営倫理学会事務局がこれを行う。

第6条（附則）

1. 本規程の制定改廃は編集委員会がこれを行う。
2. 本規程は、2020年6月22日より発効する。